

退職者制度 について

退職者制度への加入は年度末退職の方に限りです

現職中

退職

退職者制度

69歳 70歳 71歳

74歳 75歳 76歳

継続最高
(可能)年齢

満了時
保険年齢

1 グループ保険
保障範囲 死亡・高度障害・ケガ・病気

2 遺族年金特約制度
保障範囲 死亡・高度障害
継続最高年齢 75歳 (75歳まで更新可能)※1 (76歳満了)

3 三大疾病特約制度【75歳コース】
保障範囲 特定疾病・死亡・高度障害
継続最高年齢 74歳 (75歳満了)※2
特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金は重複して支払われません。

三大疾病特約制度【オプション】
保障範囲 特定疾病・死亡・高度障害
継続最高年齢 70歳 (70歳まで更新可能)※1 (71歳満了)
特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金は重複して支払われません。

三大疾病特約制度【70歳コース】
保障範囲 特定疾病・死亡・高度障害
継続最高年齢 69歳 (70歳満了)※2
特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金は重複して支払われません。

4 就業不能サポート制度
保障範囲 就業不能

【2】 退職者制度のご案内スケジュール

2023年1月中旬…………… グループ保険加入者に対して案内送付。
(パンフレット等)

2月上旬～末日…………… 希望者に対して、制度の説明を実施予定。

普通傷害保険

保障範囲 ケガ・賠償責任(保険期間

10年間)

本人 配偶者

不慮の事故に遭われ通院や入院などをされた場合、保険金をお支払いします。
※配偶者のみの普通傷害保険の加入はできません。

をお支払いします。

遺族年金特約制度

退職後75歳まで継続可能になりました。

本人 配偶者

死亡・高度障害時に一時金または年金で保険金をお支払いします。
※配偶者のみの遺族年金特約制度の加入はできません。

します。

三大疾病特約制度【75歳コース】

保障範囲 【特定疾病等】 所定の悪性新生物(がん)とき、急性心筋梗塞・脳卒中、所定の手術を受けられたとき、死亡・所定の高度障害時に一時金をお支払いします。

(主契約) 本人 配偶者

と診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられた手術を受けられたとき、死亡・所定の高度障害時に一時金をお支払いします。

7大疾病保障特約

保障範囲 【7大疾病】 所定の悪性新生物(がん)の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬

と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度変を発病して所定の状態(※3)になったとき

がん・上皮内新生物保障特約

保障範囲 【悪性新生物(がん)・上皮内新生物】

所定の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されたとき

退職後継続病気入院制度

保障範囲 【入院給付金】
・病気が原因で入院された場合、入院1日目より、日額5,000円をお支払いします。
【手術見舞金】
・病気が原因で入院し、かつ手術を受けた場合、手術1回につき20,000円をお

【75歳コース】 本人 配偶者

院給付金をお支払いします。払います。

受けられた場合、手術見舞金をお支払いします。支払います。

(※3)「急性心筋梗塞」「脳卒中」の場合、「所定の状態」※「7大疾病保障特約」・「がん・上皮内新生物保障特約」※「7大疾病保障特約」・「がん・上皮内新生物保障特約」は、

には「所定の手術を受けたとき」を含みます。への加入は、三大疾病特約制度(主契約)への加入が必要となります。退職後に新規での加入はできません。

三大疾病特約制度オプション

保障範囲 【特定疾病等】 所定の悪性新生物(がん)が発病して所定の状態になられたとき、死亡・所定の高度障害時に

本人 配偶者

んと診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中を急性心筋梗塞・脳卒中で、所定の手術を受けられたとき一時金をお支払いします。

※三大疾病特約制度オプションへの加入は、三大疾病特約制度75歳コースへの加入が必要となります。最高継続年齢は70歳後に新規での加入はできません。

制度75歳コースへの加入が必要となります。最高継続年齢は70歳後に新規での加入はできません。

三大疾病特約制度【70歳コース】

保障範囲 【特定疾病等】 所定の悪性新生物(がん)が発病して所定の状態になられたとき、死亡・所定の高度

本人 配偶者

んと診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中、急性心筋梗塞・脳卒中で、所定の手術を受け障害時に一時金をお支払いします。

退職後継続病気入院制度【70歳コース】

保障範囲 【入院給付金】
・病気が原因で入院された場合、入院1日目より、日額5,000円をお支払いします。
【手術見舞金】
・病気が原因で入院し、かつ手術を受けた場合、手術1回につき20,000円をお

本人 配偶者

院給付金をお支払いします。払います。

受けられた場合、手術見舞金をお支払いします。支払います。

退職後のお取扱いは ありません。

【3】 退職者制度に関する注意事項

- ① 退職者制度に加入するためには、今回、更新手続き(または新規加入手続き)が必要となります。
 - ② 「退職後継続病気入院制度」に加入するためには、「三大疾病特約制度」の加入が必要となります。
 - ③ 「就業不能サポート制度」は退職年度末をもって保障終了となります。(中途脱退のため、配当金はありません)
- ➡ 3月末まで退職予定の方は、この機会に「遺族年金特約制度」「三大疾病特約制度」にご加入ください。(本制度の加入は、グループ保険の加入が必要です)

※ 詳細は退職時に配布される「退職者制度」専用のパンフレットをご参照ください。

【お問合せ先】 明治安田生命保険相互会社 中部公法人部 法人営業第一部

〒460-0003 名古屋市中区錦3-15-28 明治安田生命名古屋ビル3F
(TEL) 052-951-9100・9115 平日9:00~17:00(土・日・祝および年末年始を除きます)

保障内容、保険料等の詳細は退職者制度のパンフレットでご確認ください。

「三大疾病特約制度(70歳・75歳コース)」「三大疾病特約制度オプション」「退職後継続病気入院制度」には配当金はありません。

年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6か月以下は切り捨て、6か月超は切り上げた年齢をいいます。

※1 遺族年金特約制度、三大疾病特約オプションの保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が更新日時点で加入資格を満たす直後の更新日の前日までです。

※2 三大疾病特約75歳コース、三大疾病特約70歳コースの保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が保険期間中に満期年齢(保険年齢)をむかえられた直後の更新日の前日までです。更新日時点で満期年齢(保険年齢)に達している場合は継続加入できませんのでご注意ください。

70歳・75歳コースともに、現職中にご加入されている方は、ご退職後も両方加入することができます。70歳までは支払事由に該当した場合三大疾病特約制度、退職後継続病気入院制度とも両コースからお支払いします。「三大疾病特約制度」と「退職後継続病気入院制度」ではお支払の対象となる支払事由が異なります。